

議 案 名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>刑法等の一部改正に伴い、これに係る条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これら2つの刑が拘禁刑に一本化されることから、富士見市一般職の職員の給与に関する条例、富士見市職員の分限に関する条例及び富士見市表彰条例中、「禁錮」又は「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改めるものです。</p> <p>(1) 第1条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 第2条関係 富士見市職員の分限に関する条例</p> <p>(3) 第3条関係 富士見市表彰条例</p>
施 行 日 等	<p>(1) 施行日 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）</p> <p>(2) 経過措置 刑法等の一部を改正する法律等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴を、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなすための経過措置を定めるものです。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第1条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）

新	旧
<p>第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

第2条関係 富士見市職員の分限に関する条例（昭和32年条例第8号）

新	旧
<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁錮の刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

第3条関係 富士見市表彰条例（昭和54年条例第1号）

新	旧
<p>(表彰の登録等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 被表彰者が次の各号の一に該当するときは、表彰を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(表彰の登録等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 被表彰者が次の各号の一に該当するときは、表彰を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>3 (略)</p>